

8月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容（相談員）
市民法律相談	毎週火曜日 21日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	19日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	20日(水)	13:00~16:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:00~17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) 電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士) 予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること
ひきこもり専門相談	11日(月)	10:30~12:00	ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	8日(金)・15日(金)	14:00~16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	26日(火)	10:00~12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日(6日を除く) 9日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルな ど(専門カウンセラー) 予約制
法律相談	28日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士) 予約制
法律関連一般相談	8日(金)・22日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員) 予約制
一般相談(外国人相談を含む)	8日(金)・22日(金)	13:00~16:00		日常生活の困りごと、悩みごと (英語通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談	7日(木)・21日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

キャッチセールス「展示会場の罠」

消費生活センターから
☎823-3928

相談

半年前に街頭で「絵は好きですか。見るだけでいいから」と声をかけられ軽い気持ちで立ち寄った。展示会場で好きな絵を聞かれ答えると「見る目がある、一生の宝になる価値のある絵だ」と言い店員が取り囲んできた。長時間にわたり説得され断りきれなくなり、100万円の絵画を分割払いで購入する契約をしてしまった。最近収入が減り支払いが苦しくなった。解約できないだろうか。

アドバイス!

契約は申し込みと承諾の意思が一致したとき成立します。一度成立すると一方的に解消することはできません。しかし、“説明にうそがあった、重要なことを知らされなかった、契約しなければ帰れない状況で強引な勧誘を受けた”などの問題点があれば解約できる可能性があります。

相談者には勧誘、契約時の状況を思い出し文書にしたうえでセンターに来所するように話しました。

業者に解約理由を文書で送付した後、交渉することになります。

●被害に遭わないために…駅や繁華街の路上で呼び止められても、安易に応じないようにしましょう。

目的はあなたではなく、あなたのお金です。

“契約する前にその商品が今の自分に本当に必要な物なのか、自分の経済力とも兼ね合わせて考え、必要なければきっぱりと断る勇気を持ちましょう。”困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

